

令和4年（ネ）第4161号 損害賠償請求控訴事件

控訴人（一審原告） 片倉一美ほか19名

被控訴人（一審被告） 国

準 備 書 面 (14)

令和6年6月28日

東京高等裁判所第15民事部 御中

一審被告指定代理人

川 勝 庸 典

加 藤 憲 田 郎

岡 田 健 斗

牧 野 嘉 典

嶋 野 稔 彦

高 橋 蒼 太

矢 崎 剛 吉

内 堀 寿 美 男

金 森 正 博

井 上 和 昌

土 田 純

田 中 利 尚

松 本 豪 史

野 中 絵梨子

大 井 秀 俊

石 田 卓 也

吉 池 弘 晶

島 田 匡 之

小 貫 敏 志

近 藤 誠

鬼 頭 岳 彦

谷 口 智

青 木 孝 夫

成 田 義 則

東 高 徳

大 野 光 秀

能登谷 哉 生

磯 貝 朋 之

(目 次)

第 1	建物以外の事業用資産の損害について	4
1	原判決の判断の概要について	4
2	原判決の判断内容が不合理であること	5
3	b 土入れ機、噴霧器等について	6
	(1) 原判決の判断と一審原告会社の主張	6
	(2) 一審被告の反論	7
4	e トラクタ・田植機について	9
	(1) 原判決の判断と一審原告会社の主張	9
	(2) 一審被告の反論	9
5	h 自動灌水装置について	10
	(1) 原判決の判断と一審原告会社の主張	10
	(2) 一審被告の反論	11
6	k フォークリフトの損傷について	11
	(1) 原判決の判断と一審原告会社の主張	11
	(2) 一審被告の反論	12
第 2	商品の損害並びに売上減少による損害について	13
1	原判決の判断と一審原告会社の主張	13
	(1) 原判決の判断	13
	(2) 一審原告会社の主張	14
	(3) 一審被告の反論	15
第 3	結語	18

一審被告が、一審被告控訴理由書、一審被告準備書面(11)及び令和6年2月22日付け準備書面(12)で主張しているとおり、本件氾濫について、一審被告の河川管理に瑕疵があったとは認められないから、一審被告は国賠法2条1項に基づく責任を負うものではない。

したがって、一審原告有限会社フラワーセンター紫峰園(原告番号19)(以下「一審原告会社」という。)の請求についても、その損害を検討するまでもなく、理由がないものとして棄却されるべきであるが、一審原告会社の損害に関する原判決の認定判断や一審原告会社の主張に不当な部分があることから、一審被告は、一審原告会社の損害に関し、本準備書面において、原判決の認定判断を踏まえて、原審における一審被告の損害各論準備書面(原告番号19)(以下「一審被告損害各論(19)」という。))による従前の主張を補充しつつ、一審原告らの令和6年2月28日付け損害準備書面(各論)(1)(一審原告18及び一審原告19について)(以下「一審原告損害各論(1)」という。))及び同年4月30日付け損害準備書面(各論)(2)(一審原告19について)(以下「一審原告損害各論(2)」という。))による一審原告会社の損害主張に関し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等は、本書面で新たに定めるもののほかは、従前の例による。

第1 建物以外の事業用資産の損害について

1 原判決の判断の概要について

原判決は、標記損害に関し、①車両の被害として68万1000円、②その他の事業用資産の被害として、a井戸の修復費用143万4645円、b土入れ機・噴霧器等144万8300円、cガラス温室修理68万0400円、dハウス加温機、暖房機87万1797円、eトラクタ・田植機415万0050円、f栽培ベンチ・鉄骨ハウス修繕692万8310円、g作業所の補修49万3479円、h自動灌水装置16万2000円、i土壤消毒器159万4191円、j育苗ハウス等修繕81万6480円、kフォークリフトの損傷3

8万4480円の合計1896万4132円の損害が一審原告会社に生じたと認定する一方、上記②の被害のうち、1商品としての苗類等の被害については、本件氾濫により、商品である草花のうち相当数に損傷等が生じて出荷できなくなったことがうかがわれるものの、その損害額については、これを証拠によって認定することはできないとして0円と判断した（原判決74ないし82ページ）。

2 原判決の判断内容が不合理であること

しかし、原判決の上記判断のうち、商品としての苗類等の被害額を0円と判断したことは結論において相当であるとしても（ただし、草花の苗類等の商品喪失の損害を収入減に係る損害として評価するなどした点については、後述のとおり不合理であって、是正されるべきである。）、その余の部分については、一審原告会社から損害認定に関する具体的主張やその裏付けとなる客観的資料の提出が十分にされていないのに、一審原告会社の主張に係る損害の全部又は一部を、理由もなく認定しているのであって、事実認定や証拠の評価を誤ったものとして不合理である。

すなわち、一審被告が、一審被告損害各論(19)で述べたとおり、①車両の被害に関しては、振込金受取書（甲損19の2）が提出されているものの、これによっても一審原告会社が保有し、浸水被害を受けたとする車両の台数・種類、各車両に係る被害の状況、修理の内容及び代金の内訳等は明らかでなく、他にこれらの点を裏付ける客観的資料が提出されていないのであるから、損害の立証がないといわざるを得ない。また、②その他の事業用資産の被害についても、領収証に対応する請求書がないものもある上、請求書等の記載のみでは、各資産の損傷の状態、各支出に係る具体的な内容、当該資産の時価額等、損害としての相当性を把握することは困難であり、これらを裏付ける客観的資料も提出されていないことからすると、損害の立証として十分でない。にもかかわらず、原判決は、これらの点を看過し、上記のとおり損害を認定しているのであって、

かかる認定判断は不合理である。

この点に関し、若干ふえんして述べると、一審原告会社が浸水被害を受けたとする上記各資産については、その多くが減価償却の対象に含まれるものとして確定申告に際して明細等が所轄税務署に提出され、当該明細により各資産の取得年月、取得価額、耐用年数等が明らかになるはずである。実際、一審原告会社は、平成25年から平成28年までの各事業年度に係る確定申告において減価償却費を計上しており（甲損19の17ないし20の各2）、上記明細等やそれを作成するための資料が存在したはずである。にもかかわらず、一審原告会社は、それらを本件訴訟に提出していない。一審被告は、原審において、上記各資産につき、取得時から被害時までの経年劣化の考慮いかんが不明であることを指摘していたほか、一審原告会社が主張していた損害額の算定過程における減価率の相当性についても、これを裏付ける根拠資料がないため、疑問を呈していた（一審被告損害各論(19)第1の1・3及び4ページ）。このような立証状況であるにもかかわらず、原判決は、事業用資産に係る損害について、合理的な根拠や判断過程を何ら示すことなく、一審原告会社の主張する修理費用の全部（車両の被害）又は修理・購入費用の「7割」、「2割」、「5割」（建物以外の事業用資産の被害）を損害として認定しているのであり、そのような判断が不合理であることは明らかである。

したがって、一審原告会社の損害に関する主張に理由はなく、当該主張に沿う原判決の判断も是正されるべきであるが、一審原告会社は、一審原告損害各論(1)及び一審原告損害各論(2)において、原判決によって否定された損害部分についても損害が認められるべき旨主張しているので、以下、一審原告会社が控訴審において特に指摘する点について反論する。

3 b 土入れ機、噴霧器等について

(1) 原判決の判断と一審原告会社の主張

ア 原判決は、土入れ機、煙霧器等のうち、②噴霧器、③ホットガン、④発

芽機及び⑤ポータブル動噴に対応すべき農機具について、本件氾濫後に修理費用が検討されたことを裏付ける証拠がなく、一審原告会社が本件氾濫より前から上記②ないし⑤の農機具に対応する農機具を所有ないし保有していたとの事実を認めるに足りる的確な客観的証拠がないと説示して、上記②ないし⑤の農機具の購入代金相当額を本件氾濫による損害と認めなかった（原判決75及び76ページ）。

イ 一審原告会社は、原判決の上記判断に関し、証拠（甲損19の29）によれば、一審原告会社がアイアグリ株式会社から上記②ないし⑤の農機具の修理費に関する報告を受けた事実が認められ、当該事実は、一審原告会社が上記②ないし⑤の農機具を本件氾濫より前から所有ないし保有していたこと、さらには本件氾濫後にその修理費用の検討をしていたことを裏付けているとして、これらの農機具に係る損害についても賠償されるべきである旨主張する（一審原告損害各論(1)第2の1・2及び3ページ）。

(2) 一審被告の反論

ア しかし、一審原告が当審において新たに提出した甲損第19号証の29については、その作成日が平成27年10月10日であつて、原審においてこれを提出することができたと思込まれるにもかかわらず、提出しなかった理由の説明がされていないなどの点に照らし、たやすく信用できるものではない。

また、この点をひとまずおくとしても、上記証拠の記載内容を見ても、一審原告会社が本件氾濫の前から上記②ないし⑤の農機具を所有ないし保有していたかは不明であるほか、「状況」欄においても上記農機具の状況につき簡易な記載があるばかりで、一審被告が一審被告損害各論(19)において損害認定に際して必要と述べた各資産の損傷の状態、各支出に係る具体的な内容、当該資産の時価額等、損害としての相当性が明らかとなるものではない（なお、前記2で述べたとおり、一審原告会社としては、確定

申告書に添付された減価償却資産の明細等を提出することによりこれらの点を立証することが可能なはずで、このことは他の事業用資産の損害についても同様である。).

これらの点に照らすと、前記(1)イの一審原告会社の主張及び証拠(甲損19の29)をもってしても、②噴霧器、③ホットガン、④発芽機及び⑤ポータブル動噴についての損害を認めるに足りないというべきであり、これらに係る購入代金を損害と認めなかった原判決の判断は左右されない。

イ 他方、原判決は、土入れ機、煙霧器等に係る損害のうち、①土入れ機、⑥播種機、⑦催芽機及び⑧苗箱洗浄機の購入代金合計206万9000円につき、一審原告会社がこれらの農機具を本件氾濫より前から所有していた農機具に代えて購入したものと認められること、本件氾濫による損傷の修理費用が本体価格を上回るものと認められること、元々所有していたものの型番を上記①、⑥ないし⑧の農機具のものと比較すると同等のものであることがうかがわれることを判示し、これらが新品であることを勘案しても、上記購入代金の7割である144万8300円は、本件氾濫と相当因果関係のある損害と認められる旨判示している(原判決75及び76ページ)。

しかし、原判決が上記認定に供したと考えられる証拠(甲損19の6の1ないし5)は、いずれも一審原告会社が本件氾濫の前から上記①、⑥ないし⑧の農機具を所有ないし保有していたことを端的に裏付けるものとはいえないし、型番のみの対比から購入品を旧来のものと同等品であるなどと推認した根拠や、購入時期すら明らかにされていないこれらの農機具が本件氾濫当時において新品の取得価額の7割の価値を有していたとする根拠も不明である。また、上記証拠は、いずれも前記アと同様、上記各農機具の損傷状況や修理の可否・程度、修理費用の多寡ないし合理性について

的確な検討をすることができる記載にも乏しく、他にこれらの点を認めるに足りる証拠は見当たらない。

したがって、これらの農機具についても、一審被告が損害認定に必要と述べた各資産の損傷の状態、各支出に係る具体的な内容、当該設備の時価額等、損害としての相当性は明らかとなっていないのであり、これらの農機具の購入代金合計206万9000円の7割である144万8300円を本件氾濫と相当因果関係のある損害と認めた原判決の判断は、是正されなければならない。

4 e トラクタ・田植機について

(1) 原判決の判断と一審原告会社の主張

ア 原判決は、トラクタ及び田植機について、一審原告会社が本件氾濫の前から所有していたものと本件氾濫後に合計830万0100円で購入した①トラクタ及び③田植機（原判決78ページ3行目の「②」は「③」の誤りであると解される。）並びにこれらの附属機器（②及び④）が同等のものであったか否かが不明であることを勘案して、上記購入代金の5割の415万0050円の限度で、本件氾濫と相当因果関係のある損害と認めた（原判決77及び78ページ）。

イ 一審原告会社は、原判決の上記判断に関し、この判断は不服であるが、これらの現物や購入時の記録は、本件氾濫で流されているほか、業者も倒産していることから原審において提出したもの以外に存在しない旨主張する（一審原告損害各論(1)第2の2・3ページ）。

(2) 一審被告の反論

ア 一審原告会社の上記主張は、それ自体、一審被告が一審被告損害各論(19)において損害認定に必要と述べた事項を十分に立証し得ないことを認めるに等しいものであり、理由のないものであることが明らかである。

イ むしろ、一審原告会社の主張によれば、本件氾濫により「これらの現物」

が流されたというにもかかわらず、原判決の前記(1)アの認定は、その認定に供した証拠(甲損19の9)中に、「現物」を見なければ算定することのできないはずの修理等に係る見積金額が記載された甲損第19号証の9の4ないし6が含まれており、その根拠に、大いに疑問のあるものが含まれているといわざるを得ない。また、この点をおくとしても、原判決が、前記(1)アのとおり、新規購入品が旧来品と同種同等といえないとしながらその購入価額の5割の範囲において損害を認めた点に至っては、その根拠は皆目不明で、到底合理的な損害認定とは解されない。

その他、一審被告が損害認定に必要と主張した各資産の損傷の状態、各支出に係る具体的な内容、当該設備の時価額等、損害としての相当性を裏付ける十分な主張立証もされていないのであるから、これら資産の購入代金の5割の415万0050円について、本件氾濫と相当因果関係のある損害と認めた原判決の判断は、是正されなければならない。

5 h 自動灌水装置について

(1) 原判決の判断と一審原告会社の主張

ア 原判決は、自動灌水装置について、一審原告会社が本件氾濫の前から自動灌水装置を所有し、本件氾濫によりこれが損傷したことを前提に、灌水コントローラ交換工事及び電磁弁取付交換の費用合計81万円の2割である16万2000円の限度で、本件氾濫と相当因果関係のある損害と認めた(原判決79ページ)。

イ 一審原告会社は、上記判断に関し、甲損第19号証の30により、本件氾濫により損傷したとされる自動灌水装置は平成16年2月10日に購入したものであり、使用期間は11年に及んでいるものの、それは通常の使用期間の範囲内であって、本件氾濫がなければ、25年から30年程度は使用できたとして、原判決が認めた損害額が低額に過ぎる旨主張する(一審原告損害各論(1)第2の3・3及び4ページ)。

(2) 一審被告の反論

しかし、原告の上記主張によっても、せいぜい上記設備の取得時期をうかがい知ることができる程度で、一審被告が損害認定に必要と主張した他の事項が十分に明らかになったものとはいえない。むしろ、甲損第19号証の30に記載されているように、一審原告会社が自動灌水装置を平成16年2月10日に購入したのであれば、本件氾濫当時において既に耐用年数を優に経過していたと考えられるから（自動灌水装置は、減価償却資産の耐用年数に関する省令の別表第二の番号25の農業用設備に該当すると思われるところ、その耐用年数は7年である。）、一審原告会社が本件氾濫により被害を被ったとする自動灌水装置については、時価額としての財産的価値はほとんど認められないものであったというべきである。

他方、原判決の前記(1)アの判断は、合理的な根拠を示さないままに、一審原告会社が本件氾濫後に取付交換を行った自動灌水装置に係る部品である灌水コントローラ及び電磁弁の代金の2割を損害と認めたものであるところ、そのように認定した合理的理由は示されていない。

以上によれば、一審原告会社の前記(1)イの主張は理由がなく、自動灌水装置の部品の交換工事に係る代金の2割の16万2000円について、本件氾濫と相当因果関係のある損害と認めた原判決の前記(1)アの判断も是正されなければならない。

6 kフォークリフトの損傷について

(1) 原判決の判断と一審原告会社の主張

ア 原判決は、フォークリフトの損傷について、一審原告会社が本件氾濫前から所有していたフォークリフトが本件氾濫により修理不可能になったとした上で、当該フォークリフトが製造から20年以上が経過していたことを勘案して、当該フォークリフトに代わるものとして購入したフォークリフトの購入代金の2割である38万4480円の限度で本件氾濫と相当因

果関係のある損害と認めた（原判決 80 ページ）。

イ 一審原告会社は、上記判断に関し、甲損第 19 号証の 31 により、一審原告会社が本件氾濫前から所有していたフォークリフトが平成 27 年当時に 77 万円（税込み）の市場価値を有していた旨主張する（一審原告損害各論 (1) 第 2 の 4・4 ページ）。

(2) 一審被告の反論

しかし、原判決の前記 (1) アの認定に供されたと考えられる証拠（甲損 19 の 15 の 1 ないし 5）をもってしても、一審被告が損害認定に必要と主張している事項が、一審原告会社によって十分に明らかにされたとはいえない。むしろ、甲損第 19 号証の 15 の 3 及び同第 19 号証の 31 によれば、一審原告会社が所有していたという上記フォークリフトは、平成 3 年 11 月製造のものであったというのであり、本件氾濫当時において既に耐用年数を優に経過していたものとして（フォークリフトは、減価償却資産の耐用年数に関する省令の別表第一の「車両及び運搬具」「前掲のもの以外のもの」に掲げられているところ、その耐用年数は 4 年である。）、時価としての財産的価値がほとんど認められないものであったというべきである。なお、甲損第 19 号証の 31 には、一審原告会社が所有していたというフォークリフトと年式及び型式が同様のフォークリフトの中古車販売金額が記載されているが、当該フォークリフトの使用状況等は何ら明らかでなく、これが 77 万円で販売された事情は定かでないから、そのような売買事例があったとしても、当該一事例をもって中古車市場の相場価格であるとはいえず、一審原告会社のフォークリフトに係る損害額を認めることはできない。

原判決の前記 (1) アの判断も、一審原告会社のフォークリフトが耐用年数を大幅に超過し、時価としての財産的価値がほとんど認められないことを看過して、合理的根拠なく上記販売価格の 2 割を損害と認める点で不合理である。

以上のとおり、一審原告会社の前記(1)イの主張は理由がなく、新規フオークリフトの購入代金の2割である38万4480円の限度で相当因果関係のある損害と認めた原判決の前記(1)アの判断も是正されなければならない。

第2 商品の損害並びに売上減少による損害について

1 原判決の判断と一審原告会社の主張

(1) 原判決の判断

原判決は、①「商品としての苗類等の被害」について、本件氾濫によりガラス温室等で栽培していた商品の相当数を失ったことは認められるものの、その商品の相当な価格や具体的な個数等が判然とせず、この点について客観的な証拠の提出による立証が不可能ないし困難であるとの事情が認められないことなどを考慮し、その損害額を認定することはできないと判断したが、②売上減少による損害（一審原告会社の主張における「売上減」及び原判決における「収入減」の損害）について、本件氾濫のあった平成27年及びその翌年である平成28年の売上額が平成25年（原判決82ページ16行目の「平成26年」は「平成25年」の誤りであると解される。）の売上額とさほど異ならないことに照らし、一審原告会社に、本件氾濫により売上額の減少という損害が生じたとみることは疑問であるとする一方で、苗類等の商品を失って損害を被ったこと自体は認められることを勘案すれば、この点に関する損害は、本件氾濫のあった平成27年の売上額とその前年及び前々年の売上額の平均との差にある程度反映されていると考えられるとして、当該差額である102万2881円を本件氾濫による収入減に係る損害であると認めた。なお、原判決は、本件氾濫により売上額の減少という損害が生じたとみることは疑問であるとして判断するに際し、③一審原告会社の代表者である一審原告高橋敏明が原審における当事者尋問で本件氾濫後も売上額が大きく下回らなかったのは企業努力の結果にすぎないと供述したことについて、当

該供述のとおりであるとすれば、本件氾濫前と同等の売上げを確保するために仕入額が大きく上昇してしかるべきであるものの、平成27年の仕入額が他の年と比べて大きく増えたとは認められないと判断して、上記供述の信用性に疑問を呈した（原判決80ないし83ページ）。

(2) 一審原告会社の主張

ア 一審原告会社は、原判決の上記判断のうち①商品としての苗類等の損害について、民訴法248条の適用を主張するとともに、本件氾濫によって領収証等の書類を保管していた事務所や自宅が浸水被害を受け、当該書類の大半が消失してしまったため、一審原告会社が限られた資料の中で主張立証していることを原判決が考慮していないと指摘しつつ、温室等における苗類の配列方法を手書きで記載した一審原告会社の代表者作成に係るメモ（甲損19の22）から算定される本件氾濫当時に栽培していた苗類の鉢数、使用していたヘゴ支柱の購入数については、一審原告会社が当審において提出する株式会社ダイニチ商会（以下「ダイニチ社」という。）からの購入履歴一覧（甲損19の33）により、その信用性がある程度裏付けられるなどと主張するほか（一審原告損害各論(1)第2の5・4ないし8ページ、一審原告損害各論(2)）、苗類が売れるなどしてスペースが空けばそこに新規の鉢を随時追加しており、厳密に個数を管理していなかったなどとして、本件氾濫等により何鉢が被害にあったかを具体的に把握することは極めて困難であったとして、追加の裏付けが困難であることには合理的な理由がある旨主張する（一審原告損害各論(2)1.(2)及び(3)・2ページ）。

イ また、一審原告会社は、前記(1)の原判決の判断のうち②収入減による損害について、本件氾濫前と同等の売上げを確保するために、短期間で栽培できる草花を種の状態で仕入れたものであり、また自家採取して保管してあった種なども使用したことから、商品である草花の仕入れを安価ない

し無料で行うことができたとして、一審原告会社の代表者である一審原告高橋敏明の供述の信用性に疑問を呈した原判決の前記(1)③の判断が不当である旨主張する(一審原告損害各論(1)第2の6(2)・9ページ)。

(3) 一審被告の反論

ア しかし、まず、一審原告会社の主張する①商品としての苗類等の損害につき、民訴法248条を適用することができないことは、一審被告控訴理由書第3の1(1)(56及び57ページ)において述べたのと同様である。そのため、一審原告会社において、被害に遭ったとする商品につき、その個数や単価等を明らかにすべきところ、一審被告損害各論(19)で主張したとおり、一審原告会社が受けた被害状況等を撮影したものとする写真撮影報告書(甲損19の16)によっても、これらは明らかでなく、その裏付けとなる客観的資料は提出されていない。

この点に関連して、一審原告会社は、前記(2)アのメモ(甲損19の22)及び当審において提出した購入履歴一覧(甲損19の33)によって、商品の損害状況に係る主張ないし一審原告会社代表者である一審原告高橋敏明の供述の信用性が裏付けられる旨主張する。しかし、上記メモは原審において一審原告会社の代表者である一審原告高橋敏明が、尋問前日である令和3年10月28日付けで作成した事後的な資料にすぎず、何ら客観性を有するものではない。また、上記購入履歴一覧は、平成24年及び平成25年における一審原告会社に対する売上げの管理に係る帳簿のように見受けられるところ、仮に同一覧がダイニチ社において作成されたものとしても、本件氾濫から2年以上前の一審原告会社への売上げが、本件氾濫当時に一審原告会社において管理ないし栽培していたとされる草花等の個数や単価を裏付けるものでないことは明らかである。

また、一審原告会社は、ヘゴ出荷数(2014年～2022年)(甲損19の32)及び購入履歴一覧(甲損19の34)を提出するが、ヘゴ出

荷数等と一審原告会社の主張に係る商品の損害の内訳（一審原告らの原審における損害各論準備書面(19)第2の3・2及び3ページ）との整合性は不明であり、これらも一審原告会社が本件氾濫当時に管理ないし栽培していたとする草花等の個数や単価を裏付けるに足りるものでない。なお、一審原告会社の平成27年における原材料等の仕入状況や在庫の状況については、本来であれば、確定申告書に添付された損益計算書（甲損19の19の2）の仕入高等と整合的な主張立証がされるべきであるとも思われるが、上記仕入高等を算出するための帳簿等の資料は提出されていない。

なお、一審原告会社の代表者である一審原告高橋敏明は、原審における本人尋問の際、ポトスは、生産から出荷まで四、五年掛かる旨供述したところ（原審における一審原告会社の代表者である一審原告高橋敏明の本人調書・23ページ）、当審においては、ポトスの平均育成期間について、6号鉢が1年程度、8号鉢が2年程度、10号鉢が3年程度と主張している（一審原告損害各論(1)第2の5(2)イ(ア)ないし(ウ)・5ないし8ページ）。同代表者は、原審における一審原告ら代理人からの売上げが減らないように水害後に努力したことはあるかという質問に答える際に、被害の深刻さを強調する趣旨で上記供述をしたものと解されるが、当審における主張との上記齟齬に照らすと、被害状況に関して一審原告会社の代表者である一審原告高橋敏明が述べる内容については、誇張が含まれている可能性があり、その信用性の判断は相当慎重にされる必要があるから、客観的証拠による裏付けのないままにたやすく事実認定の用に供せられるべきではない。

以上によれば、本件氾濫によって一審原告会社が具体的にいかなる商品についてどの程度被害を受けたかについて十分な立証はされていないといふべきであるから、一審原告会社が主張する商品の損害額を認定しなかった原判決の前記(1)①の判断は結論において相当であり、一審原告会社の

前記(2)の主張ないしこれに沿うものとして提出された各証拠は、上記結論を左右するものではない。

イ 次に、本件氾濫のあった平成27年及びその翌年の売上額が本件氾濫の前々年の売上額とさほど異ならないことに照らし、一審原告会社が主張する金額の売上額の減少に係る損害を認めなかった原判決の前記(1)②の前段及びこれに関連する同③の判断も正当である。

この点に関してふえんすると、本件氾濫のあった平成27年とその前後の一審原告会社の会計状況は、平成25年の売上高が約3762万円、仕入高が約1132万円、売上総利益が約3066万円、種苗費が約284万円、平成26年の売上高が3940万円、仕入高が約1332万円、売上総利益が約2947万円、種苗費が約122万円、平成27年の売上高が約3749万円、仕入高が約1004万円、売上総利益が約3079万円、種苗費が約129万円、平成28年の売上高が約3741万円、仕入高が約1180万円、売上総利益が約2149万円、種苗費が約106万円であった(甲損19の17ないし20)。これをみるに、上記4年において、売上総利益は平成27年が最大であった上、平成27年の売上高は、平成26年よりも約200万円減少しているが、平成25年や平成28年のそれとあまり差はないので、上記4年でみれば、平成27年の売上高について、他の年の売上高と比べて、有意な減少があったとは認められない。したがって、一審原告会社に本件氾濫による売上減少の損害があったと認めることはできない。

なお、一審原告会社は、原判決の前記(1)③の判断に関し、本件氾濫前と同等の売上げを確保するために、短期間で栽培できる草花を種の状態で仕入れたものであり、また自家採取して保管してあった種なども使用したと主張するが(一審原告損害準備書面(各論)(1)第2の6(2)・9ページ)、一審原告会社がここで挙げる品種は、パンジーやビオラなど一審原告会社

が100円で販売しているものであって（一審原告らの原審における損害各論準備書面(19)第2の3(5)及び(6)・3ページ）、仮に一審原告会社が入荷したプラグ苗2万5344苗全てが売れたとしても、その売上金額は253万4400円にとどまり、売上高に与える影響は限定的であることに照らせば、こうした一審原告会社の主張をもって、原判決の前記(1)③の判断を不当とみることはできない。

ウ 他方、原判決は、前記(1)②後段のとおり、本件氾濫によって苗類等の商品を失って損害を被ったこと自体は認められることを勘案すれば、それは本件氾濫のあった平成27年の売上額とその前年及び前々年の売上額の平均にある程度反映されていると考えられるとして、当該差額である102万2881円を本件氾濫による収入減に係る損害であると認めている。しかし、一度否定した苗類等の商品の損害を収入減による損害として評価し直す論理は不明で、理由として齟齬を来たしているといわざるを得ない。また、前記イの仕入高や種苗費等の推移に照らすと、一審原告会社が、本件氾濫以降に特段の財産的支出をしたともいえず、原判決が説示するように商品を失ったことが売上高に反映しているなどという関係性も見いだせない。

そうすると、この点に関する原判決の上記認定判断は合理性を欠くものであり、是正されなければならない。

第3 結語

以上によれば、そもそも一審被告は国賠法2条1項の責任を負うものではないが、この点をおいても、本件氾濫による一審原告会社の損害の発生ないしその金額に係る的確な主張立証はないから、一審原告会社の請求は、いずれにしても理由がないものとして、速やかに棄却されるべきである。

以上